

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市工事執行規則の一部を改正する規則【技術監理局技術部検査課】 3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4
- 特定調達契約の落札者の決定【産業経済局中央卸売市場】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市工事執行規則の一部を改正する規則

- 1 工事の目的物の契約不適合について、請負人が担保責任を負う期間は、引渡しを受けた日から原則として2年間とすることにしました。
- 2 1にかかわらず、請負人に故意又は重大な過失がある場合は、請負人が担保責任を負う期間は、契約不適合を知った日から5年間又は引渡しを受けた日から10年間のいずれか早くに終了する期間とすることにしました。
この規則は、令和3年10月1日から施行することにしました。

北九州市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第39号

北九州市工事執行規則の一部を改正する規則

北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項を次のように改める。

市長は、引き渡された工事の目的物に関し、引渡しを受けた日から2年を経過する日までの間でなければ、当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（次項及び第4項において「契約不適合」という。）を理由とした修補の請求をすることができない。この場合において、民法（明治29年法律第89号）第637条第1項の規定は、適用しない。

第17条第2項中「同項の期間は、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」を「契約不適合」に、「よって」を「より」に、「10年」を「同項に規定する期間の終期は、市長が契約不適合を知った日から5年を経過する日又は引渡しを受けた日から10年を経過する日のいずれか早い日」に改め、同条第3項中「工事目的物」を「工事の目的物」に、「より同項各号の」を「応じ、同項に規定する」に、「伸長し」を「延長し」に、「免ずる」を「短縮する」に改め、同条第4項中「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合の修補」を「契約不適合を理由とした修補の請求」に、「その修補」を「修補の請求」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第17条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

北九州市公告第 570 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 3 年 8 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区東貫三丁目 3595 番 1 から 3595 番 10 まで	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社 海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市公告第 5 7 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 8 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局中央卸売市場
北九州市小倉北区西港町 9 4 番地の 9
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 6 月 2 2 日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
- 5 落札金額
8, 7 9 2 万 9, 2 3 3 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 3 年 4 月 1 5 日
- 8 落札方式
最低価格による。